

今の特集

- ・ 育児休業に関する法改正
- ・ 育児休業復帰の注意点

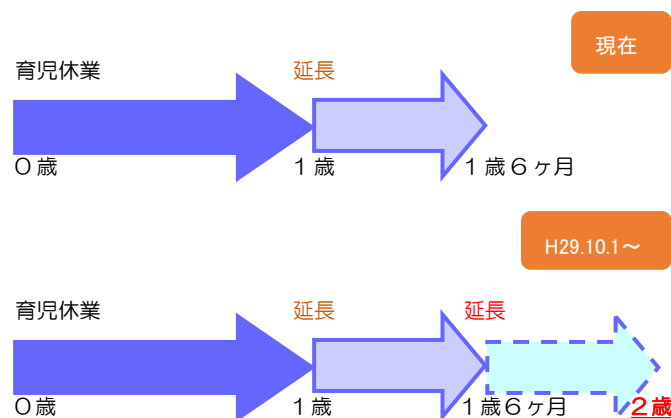
1. 育児休業に関する改正 (平成29年10月~)

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児介護休業法が変わります。またさらに、育児をしながら働く労働者が、育児休業を取得しやすい環境づくりを進めます。

改正内容①

最長2歳までの育児休業の再延長が可能に

現在は1歳までに保育園に入所できない場合、1歳6ヵ月まで育児休業の延長が可能となっていますが、1歳6ヵ月後も、引き続き保育園に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
育児休業の給付期間も2歳までとなります。



※平成28年3月31日以降に生まれたお子様が対象となりますのでご注意ください。

改正内容②

子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。



改正内容②

育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

<育児目的休暇の例>

配偶者出産休暇制度、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省のホームページで確認いただけます。

■厚生労働省ホームページ■

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

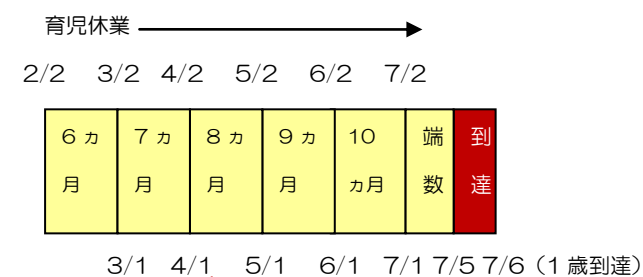


2. 育児休業復帰の注意点

育児休業から復帰する際、休業前と同様の状態で働くことが困難になり、ご家庭の事情等により労働契約を変更しなければならないということが考えられます。そのような場合に、起こりえる事態の注意点をご説明します。

育児休業を途中で復帰し、復帰と同時に契約変更を行い、雇用保険の喪失をした場合、育児休業の復帰前日までの育児休業給付金を受け取れない可能性があります。

<例>



※育児休業の初日から1ヵ月ごとに区切った期間(9/2-10/1)のことを「**育児休業単位期間**」といい、育児休業給付金はこの期間ごとに申請を行い受給することができます。

通常、育児休業を復帰した場合、復帰の前日までの育児休業給付金が支給されます。

ですが、今回のケースのようにAさんが育児休業の途中の4/11に復帰し、同時に雇用保険を喪失する契約(週20時間未満)へ変更の場合、「育児休業単位期間」の途中での雇用保険の喪失となりますので、復帰日を含む「育児休業単位期間」の育児休業給付金は全額受け取ることが出来ません。

上記のAさんの場合、4/2-4/10まで(9日分)の育児休業給付金を受け取ることができないということになります。

また、Aさんがすでに4/2-4/10までの育児休業給付金を受給していた場合、その期間の給付金について返金をしなければなりません。

育児休業給付金は職場復帰(休業前の状態に戻る)が前提の給付金です。そのため育児休業の途中での退職(雇用保険の喪失を含む)の場合、給付金の受給対象外となります。

現在は働き方も多様化しており、育児休業の復帰をきっかけに契約変更されることも珍しくありません。返金という事態にならないためにも、復帰時の契約については十分に確認を行い、契約変更をすることのリスクについて従業員にしっかりと説明しておくことが大切です。



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&Sビル 5階
Tel: (03)6831-3310

本紙掲載記事等の無断転載はご遠慮ください